

社会福祉法人習愛会 あきつ園
指定特定相談支援事業 重要事項説明書

◇ ◆ 目次 ◆ ◇

- 1 事業者
- 2 事業所の概要
- 3 相談受付時間
- 4 職員の体制
- 5 特定相談支援の提供方法及び内容
- 6 特定相談支援にかかる利用料等に関する事項
- 7 権利擁護及び虐待防止に関する事項
- 8 苦情解決体制
- 9 その他の運営に関する重要事項

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所は習志野市の指定を受けています。

法人名 社会福祉法人習愛会
事業所名 あきつ園

当事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業を提供します。
サービスの利用者は、原則として計画相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。

1 事業者

名称	社会福祉法人習愛会
所在地	千葉県習志野市秋津3丁目4番2号
TEL/FAX	TEL 047-451-3315 FAX 047-451-3700
代表者	理事長 大塩幸雄

2 事業所の概要

名称	あきつ園
所在地	千葉県習志野市秋津3丁目4番2号
TEL/FAX	TEL 047-451-3315 FAX 047-451-3700
管理者	大塩幸雄
事業の種類	習志野市指定 特定相談支援事業
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその家族の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、支援を適切に行うものとする。 2. 事業者は、利用者に対して必要なサービス利用計画を作成し、適切な福祉サービスが受けられるよう指定特定相談支援を実施する。 3. 特定相談支援の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。また、事業者自らが、その提供する特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 4. サービス利用計画の作成に当たっては、利用者及びその家族の立場に立って、計画作成対象利用者に提供される福祉サービス等が、特定の種類又は特定の福祉サービス事業者等に偏ることがないよう、公正中立に行われるよう努めるものとする。 5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に定める内容の他、関係法令等を遵守し、事業を実施する。
主たる対象者	知的障害者(18歳未満の者を除く) ※主たる対象者を特定する理由:障害特性に応じた障害福祉サービスの専門性を確保するため
実施地域	習志野市全域
事業開設年月日	平成27年7月1日
営業日	月曜日～金曜日(ただし、国民の祝日及び障害福祉サービス事業所あきつ園の夏季・年末年始・年度末休園日を除く。)
営業時間	午前8時25分～午後5時10分

3 相談受付時間

サービス提供日	月曜日～金曜日(ただし、国民の祝日及び障害福祉サービス事業所あきつ園の夏季・年末年始・年度末休園日を除く。)
サービス提供時間	午前9時～午後4時

4 職員の体制 ※主な職員の配置状況:職員配置は指定基準を順守しています。

職種	常勤(専任)	常勤(兼務)	職務の内容
管理者		1名	事業全般の管理運営
相談支援専門員	1名	1名	相談支援の実施
事務職員		2名	事務一般

5 特定相談支援の提供方法及び内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス利用計画の作成及び評価
 - ① 利用者本人や家族の来所による面接または家庭(居宅)訪問を行い、心身の状況やその置かれている生活環境及び日常生活全般を把握し、状況判断した上で、適切な保健・医療・福祉・教育等に係る福祉サービス等が、総合的かつ効果的に提供されるように配慮した、サービス利用計画を作成します。
 - ② 利用者の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう、支援する上で解決すべき課題等の把握をするための「アセスメント」を実施し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等について、その目標・サービス種類・内容・量・サービスを利用する上の留意事項等を記載した「サービス利用計画」について、一定期間ごとに評価を実施します。
- (4) 継続的なモニタリング
 - ① 利用者及びその家族と、サービス利用計画に記載の通り、各種の福祉サービス等が提供されているか、モニタリングとして経過について確認し、把握します。
 - ② サービス利用計画の目標に沿って、サービスが提供されるよう、福祉サービス事業者等との連絡調整及びその他の便宜の提供を行います。
 - ③ サービス利用計画の実施状況を把握するモニタリングを行った上で、必要に応じてサービス利用計画の変更等を行います。
- (5)(1)から(4)の内容に関連する、その他必要な相談支援、助言等

6 特定相談支援にかかる利用料等に関する事項

- (1) 特定相談支援事業にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により、事業者が直接受領(法定代理受領)するため、利用者の自己負担金はありません。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して、相談支援を行う場合は、それに要した交通費又

はその実費を徴収します。

- (3) 上記費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明し、当該費用にかかる受領書((2)については実費相当の領収証)を、利用者に交付します。

7 権利擁護及び虐待防止に関する事項

事業者は、サービスの向上を図り、利用者の人権の擁護、虐待の早期発見・防止等における、迅速かつ適切な対応を図る為、以下の体制を整えます。

- (1) 苦情解決体制の整備
- (2) 虐待の防止に関する責任者の選定及び体制の整備
- (3) 相談支援専門員に対する研修会への参加、虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

8 苦情解決及び虐待防止の体制

当事業所が提供する特定相談支援に対する利用者の人権擁護の為、以下のとおり虐待防止体制を整え、利用者等からの苦情を、迅速かつ適切に対応する受付窓口を設置します。

苦情受付窓口	苦情解決責任者 苦情受付担当者 連絡先	管理者 大塩幸雄 事務員 齋藤俊太 鷺坂公美子 TEL 047-451-3315 FAX 047-451-3700
社会福祉法人習愛会 苦情解決第三者委員	氏名 住所	石黒俊行 習志野市秋津 1-4-3-404 TEL 047-453-3736
	氏名 住所	刑部行典 船橋市西船 2-20-6-105 TEL 047-435-3256
千葉県運営適正化委員会	所在地 連絡先	千葉市中央区中央港 4-5 千葉県社会福祉センター内 TEL 043-246-0294
虐待防止体制	虐待防止責任者 虐待防止担当者	施設長 金子隆 相談支援専門員 浅川時嗣

* 令和2年4月13日 特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所による第三者評価を実施
(なお、評価結果はWAMNETで公表しております)

9 その他の運営に関する重要事項

- (1) 事業者は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を確立するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために、研修の機会を確保します。(園内研修実施及び外部研修への参加)
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。また、相談支援専門員であった者が、事業者の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (3) 事業者は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (4) 他の相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者、その他の関係機関に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により、利用者及びその家族の同意を得るものとします。

(5) 提供した特定相談支援に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

社会福祉法人習愛会 あきつ園 が提供する指定特定相談支援事業に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名称 社会福祉法人習愛会 あきつ園

所在地 千葉県習志野市秋津3丁目4番2号

代表者氏名 管理者 大 塩 幸 雄

説明者氏名 (相談支援専門員) 浅 川 時 嗣